

# 緊急事態対策規程

# 緊急事態対策規程

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規程は、サードウェーブグループ各社（以下、「当会社」という。）に係る緊急事態の発生に際し、速やかにその状況を把握、確認し、迅速かつ適切に対処するとともに、被害を最小限に食い止めることを目的として定める。

### (緊急事態の範囲)

第2条 この規程において緊急事態とは、次の各号に掲げる事件（これらに類似する事件を含む。）によって、当会社の事業所、又は役員及び従業員並びに来訪者（以下、「従業員等」という。）にもたらされた急迫の事態をいう。

#### (1) 自然災害

- ①地震、風水害などの災害

#### (2) 事故

- ①爆発、火災、建物倒壊などの重大事故
- ②当社製品に起因する重大事故
- ③当会社の事業所における重大人身事故

#### (3) 法令違反・犯罪

- ①企業爆破、放火、誘拐、恐喝等、並びに脅迫状の受領などの外部からの不法な攻撃
- ②会社の法令違反及びその摘発等を前提とした官公庁による立入調査及び官公庁より送付された調査票
- ③内部者による背任、横領等の不祥事

#### (4) その他経営にかかる重大な事実

- ①海外に駐在する従業員等とその家族の生命の安全を脅かす事態
- ②各種訴訟、係争
- ③特許権侵害を理由とする警告書の受領
- ④重大な機密の漏えい
- ⑤重要な取引先の倒産等、取引先の緊急事態に起因する事態
- ⑥不祥事の発覚や失言・詭弁などと判断されたことを機に、非難・批判が殺到し、收拾が付かなくなっている事態
- ⑦その他、上記に準じる経営上の緊急事態

## 第2章 緊急事態の通報

### (緊急事態の通報)

第3条 緊急事態の発生を認知した者は、速やかに所定の通報先へ通報しなければならない。

- 2 通報は、原則として当会社が定めるツールを用いてすべての常勤取締役、常勤監査役及びチーフオフィサーすべてに一斉同報するものとする。ただし、自然災害の場合は当会社が定めるツールを用いて従業員全員に一斉同報するものとする。
- 3 通報の内容に応じて、総務部は連絡先を増減することができるが、すべての常勤取締役及びチーフオフィサー、ならびに常勤監査役への報告は、必ず行うことを要する。
- 4 通報にあたっては、迅速さを最優先する。
- 5 正確な情報を待つために、通報が遅れるようなことがあってはならない。そのような場合は、情報の正確度を付し、適時中間通報を行うことを要する。

### (情報管理)

第4条 通報内容の情報管理については、情報の性質に応じて、「社外秘」「関係者外秘」又は「極秘」とする。

## 第3章 緊急事態への対応

### (緊急事態対応の基本方針)

第5条 緊急事態発生時においては、当該事態について所管部門にて、次の各号に定める基本方針に従い、対応することとする。但し、第6条に定める緊急事態対策室が設置される場合は、同室の指示に従い、協力して対応することとする。

#### (1) 地震、風水害等の自然災害

- ①人命救助を最優先とする。
- ②災害対策の強化を図る。

#### (2) 事故

- ①爆発、火災、建物倒壊等の重大事故
  - ・人命救助と環境破壊防止を最優先とする。
  - ・事故の再発防止を図る。
- ②当社製品に起因する重大事故
  - ・顧客、関係者の安全を最優先とする。
  - ・事故の再発防止を図る。
- ③当会社の事業所における重大人身事故
  - ・人命救助を最優先とする。
  - ・事故の再発防止を図る。

#### (3) 法令違反・犯罪

- ①企業爆破、放火、誘拐、恐喝、脅迫状の受領などの外部からの不法な攻撃

- ・人命救助を最優先とする。
- ・不当な要求に屈せず、警察と協力して対処する。
- ・再発防止を図る。

②当会社の法令違反及びその摘発等を前提とした官公庁による立入調査及び官公庁より送付された調査票

- ・真実を明らかにする。
- ・再発防止を図る。

③内部者による背任、横領等の不祥事

- ・真実を明らかにする。
- ・再発防止を図る。

#### (4) その他経営にかかる重大な事実

①海外に駐在する従業員等とその家族の生命の安全を脅かす事態

- ・人命救助を最優先とする。

②各種訴訟、係争

- ・当会社が不利を被らぬよう、弁護士と相談し、訴訟を進行させる。
- ・事態の再発防止を図る。

③特許権侵害を理由とする警告書の受領

- ・戦略的観点、技術的観点から株式会社サードウェーブ最高執行責任者（以下、「C  
OO」という。）の判断を求める。

④重大な機密の漏えい

- ・再発防止を図る。

⑤重要な取引先の倒産等、取引先の緊急事態に起因する事態

- ・債権の早期回収を図る等、事業運営への影響を未然に回避する。

⑥ 不祥事の発覚や失言・詭弁などと判断されたことを機に、非難・批判が殺到し、  
收拾が付かなくなっている事態

- ・真摯に対応し、非がある場合は誠実に謝罪する。
- ・事態の再発防止を図る。

#### (緊急事態対策室)

第6条 特定の緊急事態が発生した場合、又はその発生が予想される場合は、緊急事態対策室（以下、「対策室」という。）を設置することができる。

- 2 対策室設置に代えて、当会社の事業所に緊急事態対策室（以下「事業所対策室」という。）を設置することがある。
- 3 第7条から第9条までの規定は、事業所対策室について準用する。但し、事業所対策室長はC  
OOが任命する。

#### (対策室の構成)

第7条 対策室は、原則としてC  
OOを室長とし、関係者若干名をもって構成する。

(対策室会議の開催)

第8条 対策室会議は、招集時直ちに、出席可能な者の出席により開催する。

(対策室の実施事項)

第9条 対策室の実施事項は、次のとおりとする。

- (1) 情報の確認
- (2) 応急処置の決定・指示
- (3) 原因の究明及び対策基本方針の決定
- (4) 対外広報、対外連絡の内容、時期、窓口、方法の決定
- (5) 対社内、対関係会社連絡の内容、時期、方法の決定
- (6) 本社からの指示、連絡ができないときの代替措置の決定
- (7) 対策実施上の分担等の決定、及び対策実行の指示、並びに実行の確認
- (8) その他、必要事項の決定

#### 第4章 雜 則

(緊急事態通報先一覧表)

第10条 当会社の各事業所責任者は、緊急事態の発生に備えて、緊急事態通報先一覧表を主要な場所に掲示し、これを関係者に周知徹底しなければならない。

(一覧表の携帯等)

第11条 従業員等は、常時「ライフカード」を携帯し、その所在又は通報先を明らかにしておかなければならぬ。

(所管部門)

第12条 この規程は、総務部門が所管する。

(改廃)

第13条 この規程は総務部門の長が起案し、株式会社サードウェーブ取締役会で承認を得るものとする。

(附則)

第14条 この規程は、2013年4月1日から実施する。

改定 2020年2月1日

2026年2月1日